

令和7年2月25日

令和6年度第11回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年2月25日(月)

午後1時30分開会～午後3時57分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定
による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報 告 5 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

報 告 6 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地
利用集積等促進計画について

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第51号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第52号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について

議案第53号 非農地証明願について

4. 出席農業委員(25名)

1 番 菅 原 ひろみ 委員

2 番 小野寺 正 晃 委員

3 番 布 塚 幸 子 委員

4 番 中 本 奈 美 委員

5 番 白 川 知 則 委員

6 番 高 橋 順 子 委員

7 番 佐々木 ひろ子 委員

8 番 櫻 井 正 幸 委員

9 番 齋 藤 真理子 委員

10 番 菅 原 清 一 委員

11 番 佐々木 正 彦 委員

12 番 下 山 信 行 委員

14 番 只 埜 和 臣 委員

15 番 鈴 木 至 委員

16 番 佐 藤 裕 之 委員

17 番 佐 藤 伸 幸 委員

18 番 佐々木 俊 通 委員

19 番 佐々木 大 委員

20番 中 森 昭 悦 委員

21番 中 鉢 守 委員

22番 菅 原 まり子 委員

23番 今 野 久 男 委員

24番 中 條 泰 洋 委員

25番 熊 谷 安 正 委員

26番 佐々木 政 直 委員

5. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

2番 佐々木 恵 美 委員

13番 横 山 昌 弘 委員

26番 門 間 健 委員

6. 欠席委員(1名)

13番 高 橋 英理子 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局次長 藤 本 将 寛

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主幹兼係長 今 野 春 樹

主査 湯 山 栄 大

主事 鈴 木 聖 己

主幹 佐々木 賢

主幹兼係長 大 沼 淳 子

主査 三 塚 裕 介

会計年度任用職員 千 葉 嘉 一

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第11回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定

により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしく
お願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、13番高橋
英理子委員であります。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委
員会会議規則第9条の規定により、令和6年度第11回大崎市農業委員会定例総
会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限り
としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を
指名いたします。15番鈴木至委員、16番佐藤裕之委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事に入ります。審議事項の報告について、事務局か
ら説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～6の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告6の事項に対し、確認しておきたいことはございま
せんか。12番委員。

12 番（下山信行委員）

報告 3 の番号 17 について質問いたします。周辺農地への影響はないものなのか、何を作付けされるのか、教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

こちらの場所は、棚田のような形になっており、1 番高い場所から低い場所まで複数段差があります。最も高い場所では 2 メートルの高低差があり、土砂流出対策として法面施工を行います。また、牧草を作付けする予定だと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

12 番委員、よろしいでしょうか。

12 番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、確認しておきたいことはございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

報告 6 について、番号 17 から 23 までの譲受人が上段と下段に分かれており、上段の方に「亡くなった」と記載されていますが、これは、下段の方については相続の手続きが進んでいないという解釈でよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣主幹兼係長）

その通りです。相続が完了していないので、このような報告になります。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

譲受人が相続人代表ということなのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 48 号番号 185 の 1 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 48 号番号 176 から 184 と、番号 186 から 197 までの 21 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 48 号番号 176 から 184 と、番号 186 から 197 の 21 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 48 号番号 176 から 197 の 21 件について許可と決定いたします。

次に、議案第 49 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」番号 9 から 11 までの 3 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

2 月 21 日金曜日午前 9 時から、22 番委員、23 番委員、24 番委員、2 番推進委員、13 番推進委員、26 番推進委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしてまい

りました。

番号 9, 10 の報告を 22 番委員お願いします。

22 番 (菅原まり子委員)

番号 9 を報告いたします。転用目的は、自宅進入路としての利用です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は砕石が敷かれていました。農地区分は、都市計画区域の用途指定されている第 3 種農地になります。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。なお、既に進入路の一部として利用しており、無断転用に該当すると判断します。

次に、番号 10 を報告いたします。転用目的は、駐車場 4 台としての利用です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、舗装されていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。なお、以前この場所に店舗があり、その駐車場 4 台分として利用していたようで、無断転用に該当すると判断します。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 11 の報告を 24 番委員お願いします。

24 番 (中條泰洋委員)

番号 11 を報告いたします。転用目的は、自宅進入路及び自宅敷地の拡張としての利用です。申請地周辺の状況は、水田に囲まれ宅地、道路に接している農地です。管理状況は、既に自宅進入路としてアスファルト舗装され、奥には物置が設置されていました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は側溝に流す計画であり、周辺農地への影響はないと判断します。なお、無断転用と判断します。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

以上で現地調査の報告を終わります。

議長 (佐々木政直会長)

それでは、議案第 49 号番号 9 から 11 までの 3 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号9について質問いたします。既に砂利が敷いてあり，進入路として利用していたという報告でしたが，もう少し詳しい経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

50年位前から，既に他界している曾祖父が自宅の進入路として利用していたと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

申請人から会長宛に顛末書の提出が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

番号9に関連して何か質疑はございませんか。18番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

50年位前からという話がありましたが，自宅進入路として，非農地にはならなかったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

既に進入路として使用していましたが，今回の自宅改築に伴い，既に使用している進入路を分筆して申請いただいております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，番号9に関連して質疑はございませんか。

それでは，先ほど15番委員からあった意見にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑はございませんか。

2番（小野寺正晃委員）

番号10、11はどちらも無断転用という話ですが、今回申請に至った経緯の説明をお願いします。番号10、11の順序で説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

番号10ですが、申請者の亡父が、昭和45年頃から駐車場として使用していたと伺っております。現在は取り壊しましたが、申請地の右側の土地に店舗があり、その駐車場として利用していた経緯があります。以前は、境界が未定の土地でしたが、今回相続された際に境界が確定したため、転用の申請を出されたということです。

次に、番号11です。申請者の亡父が、昭和30年頃に自宅を建てた際、進入路として使用し、また敷地拡張をしたと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

まず番号10に関してですが、店舗を経営していたのは、亡くなった父親ということでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

そのようになります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

店舗を取り壊したにもかかわらず、アスファルトの駐車場を解体しなかった理由がわかりません。既に亡くなっているため詳細は不明ですが、もし実際に農地であったのであれば、原状復帰が基本だと思います。当事者以外が提出する場合

は、顛末書が適切かと思いますが、この件に関しては原状復帰が条件となるため、始末書の方が妥当ではないかと思います。

それから、番号 11 に関して、非農地に該当していない理由はどういったものなのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

番号 11 については、20 年間、非農地の判定がむずかしかったようです。それから、本来は申請が必要になるので、今回 4 条で皆さんにお諮りしたということです。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

そうであれば、番号 11 に関しては顛末書が妥当かと思います。以上となります。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。ただいま、2 番委員の意見では、番号 10 は始末書、番号 11 は顛末書の提出を求めるという意見がございました。それに関して何か質疑はございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員）

番号 10、11 とも、無断転用の状態にしたのは、申請人の亡父ということから、申請人より顛末書の提出を求めます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 49 号番号 9 から 11 までの 3 件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 49 号番号 9 から 11 までの 3 件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」番号 154 の 1 件は議案第 51 号番号 76 の 1 件と関連することから、この 1 件を議案第 51 号と合わせて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 50 号番号 155 から 176 までの 22 件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号 155, 156, 157, を 22 番委員お願ひします。

22 番（菅原まり子委員）

番号 155 を報告いたします。転用目的は、有料老人ホーム 1 棟及びグループホーム 1 棟の建設並びに駐車場の整備です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第 3 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。

次に、番号 156 を報告いたします。転用目的は、碎石及び山砂置き場、休憩室、通路等の整備です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第 3 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。

続きまして、番号 157 を報告いたします。転用目的は、残土置き場を整備するための一時転用です。申請地周辺の状況は、田に囲まれています。管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、農振農用地ですが、3年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地に対する影響はないと判断します。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 158, 159, 160, を 26 番推進委員お願いします。

26 番 (門間健推進委員)

番号 158 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 132 枚の設置です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されました。農地区分は、おおむね 300 メートル以内に市役所等が存在する第 3 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。

次に、番号 159 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 132 枚の設置です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。

続きまして、番号 160 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 168 枚の設置です。申請地周辺の状況は、田畑に囲まれています。管理状況は、雑草が繁茂していました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地に対する影響はないと判断します。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号 161, 162 を 23 番委員お願いします。

23 番 (今野久男委員)

番号 161 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 1 区画の造成です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、除草管理されました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は U 字溝に流し、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地に対する影響はないと判断します。

続きまして、番号 162 を報告いたします。転用目的は、駐車場 2 台分の整備で

す。申請地周辺の状況は、道路に接しています。管理状況は、除草管理されました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 163, 164 を 2 番推進委員お願いします。

2 番（佐々木恵美推進委員）

番号 163, 164 を報告いたします。転用目的は、建築条件付宅地分譲 6 区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 165, 166 を 23 番委員お願いします。

23 番（今野久男委員）

番号 165 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 7 区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、稲刈り後の状態でした。都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地に対する影響はないと判断します。

続きまして、番号 166 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 2 区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、稲刈り後に耕起された状態でした。都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地に対する影響はないと判断します。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 167, 168 を 2 番推進委員お願いします。

2 番（佐々木恵美推進委員）

番号 167 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 4 区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況

は、除草管理されてきました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は側溝に流す計画であり、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地への影響はないと判断します。

続きまして、番号168を報告いたします。転用目的は、宅地分譲1区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、稲刈り後に耕起された状態でした。都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水は側溝に流す計画であり、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地に対する影響はないと判断します。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号169を23番委員お願いします。

23番（今野久男委員）

番号169を報告いたします。転用目的は、宅地分譲3区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、稲刈り後に耕起された状態でした。都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地に対する影響はないと判断します。

11番（佐々木正彦委員）

番号170, 171, 172, 173, を13番推進委員お願いします。

13番（横山昌弘推進委員）

番号170を報告いたします。転用目的は、宅地分譲6区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、稲刈り後に耕起された状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地への影響はないと判断します。

次に、番号171を報告いたします。転用目的は、宅地分譲6区画の造成及び位置指定道路の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、稲刈り後に耕起された状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に流し、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地への影響はないと判断します。

次に、番号 172 を報告いたします。転用目的は、駐車場 8 台分及び資材置き場の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と道路に囲まれています。管理状況については、雑草が繁茂していましたが、一部に碎石が敷かれておりました。農地区分は、おおむね 300 メートル以内に高速自動車国道等の出入口が存在する第 3 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。なお、一部碎石が敷かれ、駐車場として使用されており、無断転用に該当すると判断します。

続きまして、番号 173 を報告いたします。転用目的は、農業用倉庫の建設及び駐車場 4 台分、通路等の整備です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 174, 175, 176, を 24 番委員お願いします。

24 番（中條泰洋委員）

番号 174 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 198 枚の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地に対する影響はないと判断します。

次に、番号 175 を報告いたします。転用目的は、居宅の新築及び駐車場 2 台分の整備です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分はおおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置される計画であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は U 字溝に流し、汚水は浄化槽で処理する計画であり、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地に対する影響はないと判断します。

続きまして、番号 176 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 372 枚の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と田畑に囲まれています。管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産

性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地に対する影響はないと判断します。最後に、太陽光パネルを設置するにあたり、作業用通路として、隣の農地を使用する予定となっているため、一時転用の申請が必要と思われます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第50号番号155から176までの22か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

番号172について質問です。一部に砂利が敷かれ、駐車場として利用されているという報告がありましたが、経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

譲受人は令和5年10月10日頃から、農地法の許可が必要であることを知らずに駐車場として利用している状態です。現在、駐車場として利用している場所は、今回の申請において、XXXXXXXXXXの箇所のみで、その場所は譲受人の土地のすぐ隣にあります。譲受人は、エアコンの設置や電気工事等を請け負っている事業所であり、自動車は8台程度所有していると伺っております。土地の所有者から許可得て、申請手続きが必要であるという認識がないまま使用していたとのことです。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

砂利を敷いていたのが申請人の業者の方ということなので、今回は、申請人より始末書の提出が必要かと思います。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。8番委員。

8 番（櫻井正幸委員）

番号 172 について質問です。位置図によると、申請地の中に道路が通っていますが、分断はされないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

申請地の北側に進入する際は、申請地の東側の道路を通り移動できますので、ご指摘の道路を外しての申請になります。

議長（佐々木政直会長）

8 番委員，よろしいでしょうか。

8 番（櫻井正幸委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑はございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

確認です。今回資材置き場で 100 平方メートル，その他通路等とありますが，その他通路等とは何でしょうか。次に，工期が 9 月 30 日までですが，何かほかに施工等をする予定なのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

工期については，資材置き場として整備するため，資材の設置や搬入期間も含まれます。「その他通路等」については，申請場所は急な下り勾配により，棚田状の地形になっており，想像以上に法面の面積が広がっています。また，車が敷地に入った際，折り返しをする場所と資材を搬入する際に車が通る場所が必要となりますので，「その他通路等」と，まとめさせていただきました。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

了解しました。先ほど，18 番委員さんが言った通り，業者が砂利等を敷

いて使用しているということから、譲受人に始末書を求めるというのが妥当かと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ありませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

砂利を敷いてからどれくらいの年数が経っているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

令和5年10月10日から駐車場として使用しているということです。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

その間、譲渡人と譲受人の間で金銭の授受があったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

そのような事実は、確認しておりません。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

譲渡人から砂利を敷く許可を得て、1年以上使用してきていますが、なぜ今回申請となったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

今回、こちらの土地は相続がありました。当初令和5年10月10日に使用を許可した地権者は、令和6年に亡くなられ、今回相続をされた方が申請をしている状況です。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，番号 172 に関して質疑ございませんか。10 番委員。

10 番（菅原清一委員）

令和 5 年 10 月 10 日から，事業者が駐車場として使用している状況ということで，譲受人に始末書の提出を求めます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 176 について質問します。乗り入れのための通路についても，一時転用すべきではないかという報告がありましたが，現状はどのような状況になっているのか説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

12 月に，同じ場所で申請があり，南側の農地から進入する計画でした。申請地周辺は全て農地であったため，農地の所有者から通行承諾書を取得するという形となりました。事務局としては，農地である以上，何らかの転用申請が必要であること，また，恒久的に使用する転用であるため，進入路の確保について十分な検討が必要であると判断し，申請の再検討を求めました。

その後，1 月に再度申請があり，今回の申請の通行承諾書と同じ場所である，申請地北東にある住宅の南側の農地 3 筆を一時転用して進入路とし，横切って侵入する計画となりました。

しかし最終的に，譲受人の方から一時転用ではなく，あくまでも通行の承諾書を取得し，申請地北東にある住宅の南側の農地 3 筆を通るという形で，申請が提出されました。以上が今回の経緯になります。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

実際、通行承諾書と一時転用のどちらをすれば今回の施工を認められるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

農地法に基づくと、農地を農地以外の用途に使用する場合は必ず手続きが必要になります。本来であれば、農地法第5条に基づく転用、あるいは、一時転用など何らかの手続きが必要であると認識しております。なお通行承諾書については、地権者に、通行自体に関しては承諾を得ているということにはなりません。しかしながら、太陽光発電パネル等を設置する工事において、重機等が通行するための転用の申請がなされていない状態となります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

そうしますと、番号176の転用は難しいのではないのでしょうか。手続きすべきところはしっかりと求めるべきです。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

一度、一時転用する方法を検討し申請されたのに、今回、なぜこのような形に変更し、通行承諾書で申請されたのかというのは、令和4年3月31日付、農林水産省農村振興局長による、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取り扱いについて（技術的助言）」という通知によります。あくまでも、農地の区画形質の変更を伴うことなく、地域振興イベント等に農地を活用した際の農地転用の取り扱いに係る考え方を、技術的な助言としてとりまとめたので、制度の適切な運用の参考にしてくださいという内容で、耕作を目的として利用を行いつつ、支障が生じない範囲で農地を耕作以外の目的に利用する場合、すなわち「農地の区画や形質を変更しない」「1日から2日程度のごく短期間で終わる」「利用が終了すれば、ただちに耕作可能

な状況となる」場合、農地転用に該当しないと取り扱っても差支えないというような通知になっております。具体的な例として記載されているものは、①農業収穫体験と合わせ、容易に撤去できるテント、パイプ椅子、テーブル等を設置し、その農地で収穫された農作物の加工や飲食等を行う場合、②冬期の積雪期間や不作付期間に、地域の郷土行事、どんど焼き等を行う場合、③作付け交替期等において運動行事、どろんこ運動会等を行う場合、等です。譲受人の事業所の方はこちらの通知の中にある「1日から2日程度のごく短期間で終わる」ものであれば、農地転用の手続きはしなくても良いというような解釈のもとに通行承諾書のみで申請をしたものになります。通路に使われる農地は、重機等は通りますが、1日2日で終わり、後は人が徒歩で歩いて行ってパネルの設置を行う、という内容でした。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。10番委員。

10番（菅原清一委員）

大崎市では、太陽光パネルを設置するにあたっては、作業通路があつての許可が前提となっております。176番の申請では、作業用道路がなく、農業委員会としては不許可相当に該当すると判断します。

議長（佐々木政直会長）

176番に関して、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号163、164について確認です。転用事由に、建築条件付き宅地分譲とありますが、建築条件付きとは、どういうものでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

用途地域では、宅地分譲として建物を建てない転用が可能ですが、用途地域以外については、宅地分譲として建物を建てない転用が認められておりません。今回の申請地は、用途地域以外となり、1年以内に分譲地が売れない場合は、譲受人が必ず家を建てるという条件が付くこととなります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか，質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第50号番号155から171と番号173から175までの20か件について許可相当と認め，県に進達してよろしいか，また，番号176の1か件については，不許可相当として県に進達してよろしいか，また，無断転用である番号172の1か件については，譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第50号番号155から171と番号173から175までの20か件について許可相当と認め，また，番号176の1か件については，不許可相当として県に進達致します。また，無断転用である番号172の1か件については，譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

ここで，午後3時30分まで暫時休憩いたします。

〔午後3時20分から午後3時30分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。議案第 51 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 76 から 78 までの 3 案件と、番号 76 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 154 の 1 案件について、審議します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号 76 と議案第 50 号番号 154 を 26 番推進委員お願ひします。

26 番（門間健推進委員）

番号 154 を報告いたします。転用目的は、居宅の新築及び駐車場 4 台分の整備です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されていきました。都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断します。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 51 号番号 76 から 78 までの 3 案件と、番号 76 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 154 の 1 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 51 号番号 76 から 78 までの 3 案件と、番号 76 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 154 の 1 案件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 51 号番号 76 から 78 までの 3 案件と、番号 76 の 1 案件と関連する議案第 50 号番号 154 の 1 案件について許可相当と認め、県に進達いたします。

議案第 52 号「農用地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について」番号 450 から 482 までの 33 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 52 号番号 479 と 480 の 2 案件については、■番委員が関係する案件であります。この 2 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室・着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第 52 号番号 479 と 480 の 2 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 52 号番号 479 と 480 の 2 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

■番委員の入室を認めます。

[■番 ■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案 52 号番号 450 から 478 と、番号 481 から 482 までの 31 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案 52 号番号 450 から 478 と、番号 481 から 482 までの 31 件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 52 号番号 450 から 482 までの 33 件について承認し、市に通知いたします。

議案第 53 号「非農地証明願について」番号 3 の 1 件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号 3 について 24 番委員お願ひします。

24 番（中條泰洋委員）

番号 3 を報告いたします。申請地の状況は、居宅がありました。登記簿により住宅等の敷地として使用され、建築後おおむね 20 年以上経過している土地と確認いたしました。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第 53 号番号 3 の 1 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 53 号番号 3 の 1 案件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 53 号番号 3 の 1 案件について農地法の適応を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

次に、農政の報告（1）令和 6 年度地区座談会の開催状況について農政委員長より説明願います。24 番委員。

24 番（中條泰洋委員）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）令和 6 年度地区座談会の開催状況については終了いたします。

次に、農政の協議（7）令和 7 年度地区座談会の開催について農政委員長より説明願います。24 番委員。

24 番（中條泰洋委員）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（7）令和 7 年度地区座談会の開催については了承いたします。

ここで事務局より〔業務予定〕をお願いします。事務局。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、報告並びに連絡事項はありませんか。20番委員。

20番（中森昭悦委員）

中間管理事業で公社を通じた売買の手続き窓口が変わるかもしれないと聞きました。どのようになるのか、教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

その件につきましては、27日に公社と打ち合わせをすることになっております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員、よろしいでしょうか。

20番（中森昭悦委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、報告並びに連絡事項はありませんか。6番委員。

6番（高橋順子委員）

[「第2回女性農業委員等研修会」の報告]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、報告並びに連絡事項はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚くお礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これもちまして、令和6年度第11回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時57分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 2 月 25 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 鈴 木 至

委 員 佐 藤 裕 之